

資 料
No5
都市整備部

平成 23 年 6 月 16 日

東日本大震災を契機とした耐震対策について

1 木造建築物の耐震化について

(1) 目 的

東日本大震災を契機に耐震助成制度を見直し、防災上重要な地域や災害弱者への負担を軽減することにより、耐震化の促進を図り安全安心な市街地の形成に努める。

(2) 概 要

1) 助成制度の見直し

耐震診断助成制度および耐震改修助成制度

2) 助成金の額

①耐震診断助成制度

補助率 1/2 を無料化とする

②耐震改修助成制度

限度額 80 万円を 120 万円とする

3) 上記①、②を適用するための条件

①65 歳以上の方又は 65 歳以上の方と同居する世帯の方

②身体の障害が 1 級から 4 級の方又は身体の障害が 1 級から 4 級の方と同居する世帯の方

③災害時に重大な被害が想定される地域(東京都防災都市づくり推進計画に定められた整備地域内)

4) 店舗等併用住宅の面積の見直し

店舗等部分の面積 1/2 未満を 2/3 未満とする

5) 施工者

改修工事の施工者は葛飾区内に事業所、支店、営業所を開設している方又は区長が適当と認める方

(3) 区民への周知

広報かつしか(8月15日号)への掲載、ホームページへの掲出、建築課及び関係課窓口でのチラシの配布、地区センター等にて説明会を行う。

2 耐震シェルター等の設置促進について

(1) 目的

地震時に迅速な避難が困難な高齢者等の安全を確保するため、地震による建物の倒壊から生命を守る耐震シェルター等の設置費用の一部を助成する。

(2) 概要

1) 助成対象者の見直し

現在：次のアからウのすべてを満たす方

ア 65歳以上の方又は身体の障害が1級又は2級の方

イ 同居する世帯に20歳以上65歳未満の方（前記の身体上の障害が1級又は2級の方を除く。）がいないこと。

ウ 世帯の年間所得が200万円以下であること。

変更：次のいずれかに該当する方が居住する住宅

ア 65歳以上の方又は65歳以上の方と同居する世帯の方

イ 身体の障害が1級から4級の方又は身体の障害が1級から4級の方と同居する世帯の方

3 液状化被害住宅等改修助成制度の新設について

(1) 目的

東日本大震災で液状化による被害を受けた東金町七丁目地区の住宅等の改修費を助成する。

(2) 概要

1) 対象建築物

液状化による被害を受けた住宅等

2) 対象工事

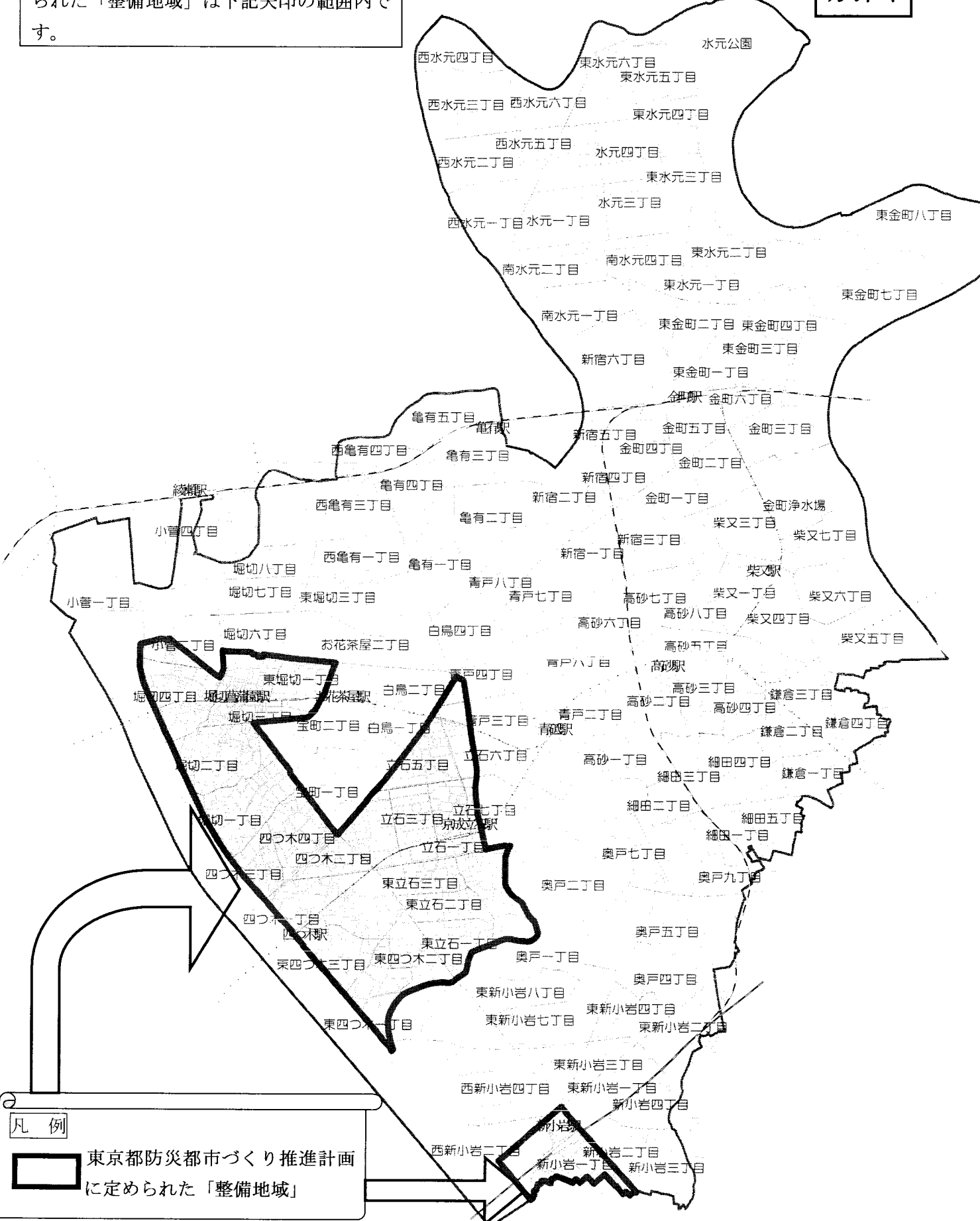
建築物の改修及び地盤改良工事

3) 助成金の額

工事費の1/2（限度額500万円まで）

別図

※ 東京都防災都市づくり推進計画に定められた「整備地域」は下記矢印の範囲内です。



凡例

東京都防災都市づくり推進計画に定められた「整備地域」

